

北広島市市民政策提案回答書

1 提案する政策等の名称 民泊条例の施行

2 市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由

(1) 検討結果
実施しない
(2) 結果に至った理由
<p>民泊につきましては、本年6月に民泊サービスに関して一定のルールを定めた住宅宿泊事業法が公布され、現在、北海道においても同法に基づく条例の制定に向け準備を進めております。</p> <p>これにより事業者等が市内で合法的に民泊を実施することが可能となります。</p> <p>ご提案いただきました「民泊条例の施行」につきましては、その内容が「特区民泊を可能にする条例の制定」であり、ここでいう特区民泊とは、国家戦略特別区域において旅館業法の適用を受けずに一般の住宅等を宿泊業に活用することを指しますが、特区認定を受けている東京都大田区や大阪市などとは違い、北広島市（北海道を含む）は国家戦略特区の指定を受けていないため、特区民泊を実施することができません。</p> <p>以上のことから、北広島市での民泊は住宅宿泊事業法や北海道が制定する条例において対応できますことから、市独自の特区民泊を可能にする条例については、制定しないこととします。</p>